

生徒心得

有意義な高校生活は、生徒諸君の自主的な活動をもってはじめて達成されるものである。本校生徒として守るべき日常生活の秩序と規律に関しては、すべて自治会が自治の精神に基づいて別に定めるところの「われらの守り」にゆずり、この「生徒心得」は、日常生活において心得ておくべき諸規定をあげるだけにとどめる。

1. 諸届諸規定

- (1) 次の場合は、ホームルーム担任に申し出て指示を受ける。
 - ① 欠席、遅刻、早退、欠課、外出、異装の場合はあらかじめ連絡する。なお、欠席が1週間以上にわたるときは、診断書または証明書を提出する。
 - ② 忌引の場合には速やかに連絡する。(父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹5日、伯叔父母1日、曾祖父母1日)
 - ③ 本人又は家族が伝染病にかかったときは、直ちに届け出る。
 - ④ 拾得物、紛失物のあったときは、直ちに届け出る。
 - ⑤ 学校の施設、設備(備品を含む)を破損したときは、直ちに届け出る。
 - ⑥ 姓名、住所、保護者、保証人等の変更、移転があったときは、直ちに届け出る。
 - ⑦ 病気その他の理由で休学する場合は、所定の様式により、校長に願い出る。
 - ⑧ 転退学・復学する場合は、所定の様式により、校長に願い出る。
 - ⑨ 休日に学校の施設、設備を使用する場合は、事前に届け出て、許可を受ける。
- (2) 次の場合は、自治会を通じて届け出て、関係顧問の指示を受ける。
 - ① 掲示・出版(ビラを含む)を行うとき。
 - ② 金品を集めるとき。
 - ③ 世論調査を行うとき。
 - ④ 新しく団体を結成する場合、又は集会行事を行うとき。
- (3) 次の場合は、事務室において関係職員の指示を受ける。
 - ① 学生割引証・通学・在学・卒業見込証明書は、書類に必要事項を記入し、身分証明書を添えて事務室に願い出る。
 - ② 授業料、及びPTA、自治会その他の諸会費は、原則として、口座振替で納める。

2. 生活指導上の諸規定

(1) 生徒手帳…常時携帯する。

(2) 服 装

① 制服

男子…黒の詰襟学生服(長い上着や太いズボンなど変形的なものは禁止)、襟校章バッジをつける。夏(6～10月)は白のシャツと黒ズボンの組合せとし、シャツの胸ポケットにアイロンマークの校章を付ける。

女子…チャコールグレーのサージ、型は襟なし、シングル、襟ぐりはV型、スカートのひだ数は3本、生徒手帳掲載の図の型のスーツでボタンの大きさ、数、ポケット数、形など部分的な多少の変化は差し支えない。また、学校指定のスラックスを着用することができる。バッジは胸ポケットの上につける。ブラウスは白とし、あまり装飾的なデザインは用いない。夏は学校指定のブラウスとスカート又はスラックスの組合せとする。

- ② 冬期…無地で地味な防寒衣を着用してよい。
- ③ 靴…黒革靴か運動靴。
- ④ 頭髮…静高生らしい清楚なものとする。（パーマ、毛染めなどは禁止）
- ⑤ 配慮を要する生徒には柔軟に対応する。

(3) 登 下 校

始業時刻 8 時 1 0 分

下校時刻 平日 1 9 時 0 0 分 完全下校

欠席、遅刻は保護者があらかじめホームルーム担任に連絡する。

登校後は放課後まで校外に出てはいけない。やむを得ない場合はホームルーム担任の許可を得て外出する。

(4) 外出および外泊

- ① 夜間外出の際は、必ず保護者に行き先を告げる。遅くなる場合は保護者が同伴する。
- ② 外泊はできるだけさける。無断外泊はしない。
- ③ 深夜11時から早朝4時の間は、保護者同伴であっても外出しない（青少年保護条例）。

(5) 自転車通学

- ① 自転車通学は、所定の用紙により自転車車体番号等を登録する。
- ② 通学自転車には、所定のシールを貼ること。
- ③ 雨天の際は、レインウェア(雨ガッパ)を着用する。
- ④ 通学途上の事故が多いので、交通法規を守り、十分に時間の余裕を持って登校する習慣を身につける。

(6) 旅 行

保護者の承諾を得てから旅行届をホームルーム担任に提出する。

部活動などの団体の旅行に関しては、原則として保護者、教師等適当な責任者を必要とする。

① J R 等学生割引(以下学割という)

(ア) 許可願用紙に必要事項を記入し、ホームルーム担任を通した上で、身分証明書、印鑑を持参して事務室に願い出る。

(イ) 学割で乗車券を購入するときは、身分証明書を提示する。

(ウ) 学割の不正使用は、絶対にしない。

② 海外旅行

出発の日より 1 か月前までに「海外旅行届」をホームルーム担任に提出する。

(7) 登山・キャンプ

保護者の承認を得て、計画書を添えて許可願をホームルーム担任に提出し、学校の承認を得る。

ただし、山岳部については、顧問が代表して申請する。

(8) 運転免許の取得・運転について

原則として禁止する。

(9) アルバイト

原則として禁止する。

われらの守り

(1) 生徒らしい端正な服装をしよう。

- ① バッジは必ず所定の位置につけよう。

- ② 防寒着は無地で地味なものにしよう。
- ③ 履物は黒皮靴又は運動靴にしよう。
- ④ 新奇な風潮を追うことをやめよう。
- (2)お互いにあいさつし、礼儀正しくしよう。
- (3)校舎内外の清掃美化につとめよう。
- (4)昼休みの外出は許可をもらっていこう。
- (5)自治活動には積極的に参加しよう。
- (6)交通法規を守ろう。
- (7)不健全な場所に入出入りしないようにしよう。

自治憲章

(前 文)

われわれは、自主的精神を養い、相互の敬愛と協力によって学校生活を一層明るく楽しくするために、われわれの総意をもって自治会を結成する。

この憲章は、その組織運営の基準として制定するものである。

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、静岡県立静岡高等学校自治会（以下「自治会」という）と称する。

(会 員)

第 2 条 自治会の会員は、本校に在籍する全日制生徒（以下「会員」という）とする。

(目 的)

第 3 条 自治会は、会員の教養を高め、心身を鍛えるとともに、明朗な学校生活を送るため、教職員の指導及び相互の協力によって自治活動を行うことを目的とする。

第 2 章 自治会組織

(機 関)

第 4 条 自治会は、次の機関を設ける。

ホームルーム自治会、生徒大会、代議員会、自治委員会、協議会、部活動。

第 3 章 ホームルーム自治会

(役 割)

第 5 条 ホームルーム自治会は、自治活動の母体である。

(ホームルーム委員)

第 6 条 ホームルーム自治会は、それぞれ2名のホームルーム委員を選出する。

(ホームルーム委員の職務)

第 7 条 ホームルーム委員は、ホームルーム自治会を統轄する。

2. ホームルーム委員は、代議員会の代議員を兼ねるものとする。

第 4 章 生 徒 大 会

(構 成)

第 8 条 生徒大会は、全会員で構成する。

(招 集)

第 9 条 生徒大会は、次の場合に自治会長が招集する。

(1) 自治会長が必要と認めたとき。

(2) 代議員会が必要と認めたとき。

(3) 会員の1割以上の連署による要求があったとき。

2. 前項(2)及び(3)の場合は、その要求があったときから1週間以内に招集しなければならない。

(定 足 数)

第 10 条 生徒大会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(表 決)

第 11 条 生徒大会において議決をする場合は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(生徒大会の優先)

第 12 条 生徒大会の議決は、代議員会の議決に優先する。

第 5 章 代 議 員 会

(役 割)

第 13 条 代議員会は、生徒大会の代行議決機関である。

(組 織)

第 14 条 代議員会は、各ホームルームより選出された2名ずつの代議員で組織する。

(代議員の職務)

第 15 条 代議員は、全会員の代表として、自己の責任において議案を提出し、審議及び議決に参加しなければならない。

(代議員の自治委員兼任の禁止)

第 16 条 代議員は、自治委員を兼ねることができない。ただし、代議員から自治委員希望者がでた場合、該当ホームルームに後任の代議員が選出され、代議員会の承認を得られれば、これを許可する。

(役 割)

第 17 条 代議員会は、次の役員をおく。

議 長 1名 副議長 1名

(議長及び副議長の選出)

第 18 条 議長及び副議長は、代議員会において代議員がこれを互選する。

(議長の職務)

第 19 条 議長は、代議員会の秩序を保持し、議事を整理し、代議員会を代表する。

(副議長の職務)

第 20 条 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときにその職務を行う。

(議 事 録)

第 21 条 議長は、代議員以外より書記2名を指名し、書記をして議事録を調整し、代議員会の議事その他の状況を記載させなければならない。

2. 議事録には、議長又は副議長が署名しなければならない。

(代議員会の招集)

第22条 代議員会は、議長がこれを招集する。

2. 議長は、自治会員又は代議員5名以上の要求があれば、臨時会を招集しなければならない。

(定足数、表決)

第23条 代議員会は、その代議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2. 議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事の公開)

第24条 代議員会は、公開とする。

(自治委員の出席、発言)

第25条 自治委員は、随時、代議員会に出席し、発言することができる。また答弁や説明のために出席を求められたときには、必ず出席しなければならない。

(教職員の出席、助言)

第26条 教職員は、随時、代議員会に出席し、助言することができる。

(校長の承認)

第27条 代議員会の議決事項は、校長の承認を経て、議決後10日以内に施行されるものとする。

第 6 章 自治委員会

(役 割)

第28条 自治委員会は、自治会の執行機関である。

(組 織)

第29条 自治委員会は、自治会長、副会長及びその他の自治委員で組織する。

(事 務)

第30条 自治委員会は、次の事務を行う。

- (1) 自治会活動全般の立案及び実施
- (2) ホームルーム活動の調整及び連絡事務
- (3) 部活動の援助及び監督
- (4) 諸規約履行の監督
- (5) 自治会予算の作成及び執行
- (6) 自治会決算書の作成
- (7) 自治会活動の広報及び対外連絡
- (8) 自治会活動の記録保存

(自治会長及び副会長の指名)

第31条 自治会員及び副会長は、それぞれ1名ずつ1組となって、全会員による生徒投票（以下「生徒投票」という）の過半数の支持によって指名される。

(自治委員の任免)

第32条 自治委員の任免は、自治会長の委託するところにより定める。

(自治会の代表)

第33条 自治会長は、自治会を代表する。

(自治会長の職務)

第34条 自治会長は、自治委員会の事務を統轄し、自治委員を指揮監督する。

2. 自治会長は、自治委員会を代表して、代議員会に予算その他議案の提出、一般会務の報告を行う。

(副会長の職務)

第35条 自治副会長は、自治会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(部及び各種専門委員会)

第36条 自治会員は、職務を遂行するために必要な部を自治委員会内に設けることができる。

2. 自治委員会の下に次の常設委員会をおく。

(1) 体育委員会 (2) 保健厚生委員会 (3) 図書委員会 (4) 「印高」編集委員会
(5) 放送委員会 (6) 応援委員会 (7) 交通委員会

3. 自治会長は必要に応じて代議員会の承認を経て、各種の臨時委員会を設けることができる。

(部活動部長会議等の召集)

第37条 自治会長は、職務を遂行するために、部活動部長会議及びその他の会議を招集することができる。

第 7 章 協 議 会

(協 議 会)

第38条 自治会正副会長及び代議員会正副議長は、次の場合には自治会を代表して、校長及び教職員と協議会を開くことができる。

- (1) 生徒大会又は代議員会の議決と校長の意見が対立したとき。
- (2) その他の重要な事項について協議する必要を認めたとき。

第 8 章 部 活 動

(目 的)

第39条 部活動は、会員相互の親睦、心身の鍛練及び学芸技能の研究を目的とする。

(組 織)

第40条 部活動は、会員の有志で組織する。

(部 長)

第41条 各部は、それぞれ部長1名を互選し、部活動を代表させる。

(新設及び廃止)

第42条 部活動の新設及び廃止は、自治委員会の承認を経なければならない。

(自治会長の注意勧告及び予算執行の停止)

第43条 自治会長は、部活動の活動が正当でないと認めたときは、部活動部長会の承認を経てこれに注意勧告を与え、又は予算の執行を停止することができる。

(顧 問)

第44条 部活動は顧問として教職員若干名をおく。

(部活動の登録)

第45条 年度はじめに部活動登録の時間を設定し、部活動登録を行う。

1年生の登録にあたり、各部活動の活動内容等を理解させるため次のような行事を自治会主催で行う。

- (1) 部活動の宣伝ポスターの掲示 (2) 部活動案内 (3) 部活動紹介

(部活動変更)

第46条 原則として3年間同一の部活動で活動することが望ましい。各種の理由で変更する場合は、年度はじめの再登録のときに変更する。やむを得ぬ理由で、年度途中で変更しなければならないときは、ホームルーム担任及び新旧顧問と充分相談したのち、本人が移籍の手続きをする。

第9章 会 計

(経 費)

第47条 自治会の経費は、自治会費（入会金を含む）、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(納入の義務)

第48条 会員は、自治会費を納める義務がある。

(会費の決定)

第49条 自治会費の額は、代議員会で決定する。

(会計年度)

第50条 自治会の会計年度は、これを4月1日から3月31日までの一期とする。

(予算及び決算)

第51条 自治会予算及び決算は、生徒大会で過半数の賛成により成立及び承認される。

(会計の監査)

第52条 会計監査は、代議員会に設けられた監査委員会が行う。

(自治委員会解散のときの会計報告の義務)

第53条 自治委員会の解散が行われたときは、自治委員会は代議員会に、自治会の会計状況について報告しなければならない。

(現金の管理)

第54条 現金は、学校の経理係に管理を委託する。

第10章 改選及び解散

(投員の任期、改選)

第55条 役員の任期は、前期を2月1日より7月31日まで、後期を8月1日より1月31日までとする。

2. 役員の改選は、原則として12月及び6月におこなうが、重任を妨げない。

(自治委員会の代行)

第56条 新任期に至って自治会長未選出のときは、代議員会が自治委員会の事務の一部を代行する。

2. 前項の事務は、第30条とする。

3. このとき、代議員会議長が自治会を代表する。

(自治委員会の解散)

第57条 代議員会は、生徒大会の議を経て、生徒投票において過半数の賛成があれば、自治委員会を解散させることができる。

2. 前項の投票において、自治委員会が支持されたときは、代議員会は解散しなければならない。

(代議員会の解散)

第58条 自治委員会は、生徒大会の議を経て、生徒投票において過半数の賛成があれば、代議

員会を解散させることができる。

2. 前項の投票において、代議員会が支持されたときは、自治委員会は解散しなければならない。

(選挙の管理)

第59条 自治会正副会長の選挙は、代議員会が管理し、代議員の選挙は、自治委員会が管理するものとする。

第11章 改 正

(憲章の改正)

第60条 この憲章の改正は、総代議員の2分の1以上の賛成で代議員会が発議し、全会員に提案してその承認を経なければならない。その承認には、生徒投票においてその過半数の賛成を必要とする。

付 則

1. この憲章の施行に必要な細則は、別に定める。
2. この憲章は、昭和37年4月1日から施行する。
3. 昭和51年4月1日 一部改正
4. 昭和61年5月1日 一部改正
5. 平成元年1月31日 一部改正
6. 平成3年1月22日 一部改正
7. 平成12年12月12日 一部改正